

(仮称) 千葉県賃貸住宅供給促進計画 (案) に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和2年2月21日(金)～3月19日(木)
- 2 意見提出者数(意見の延べ件数) 1人(4件)
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
当該計画が余りにも周知不足といわざるをえない。 昨年秋の自然災害により、住まいを失いまたは被害を受け、中には要配慮者が苦勞して物件を探し、またはあきらめて被害を受けている住まいにとどまっている現状を踏まえ、必要とされるべき方が叶うような計画の運用を求めます。	いただいた御意見を十分踏まえ、今後計画の周知を行っていくとともに、施策を進めてまいります。
千葉県すまいづくり協議会への市町村参加については、昨年秋の災害により災害救助法の適用を受けた市町村にはメンバーとして参加をお願いをすること。 市町村レベルの居住支援協議会については、千葉県と市町村がしっかりした連携による取り組みを。	千葉県すまいづくり協議会には県内全市町村が参加しており、このうち居住支援部会には36市町村(うち災害救助法の適用を受けた市町村は24)が参加しております。計画案4(2)①に記載のとおり、他の市町村にも引き続き居住支援部会への参加を呼び掛けてまいります。また、市町村の居住支援協議会とも連携を図って取り組んでまいります。
登録住宅の民間賃貸業者に対しては、障害者差別解消法、千葉県障害者条例をしっかりと理解の上での取り組みを求めること。	今後、御意見の趣旨を踏まえて取り組みを進めてまいります。
計画についています資料編については、昨年秋の災害に関わる住宅確保要配慮者=罹災証明を受けている=の動向を千葉県と市町村それぞれのデータも必要と思われる。	令和元年の災害については、令和2年3月現在、被害認定調査が進められており、確定したデータがないため、本計画には掲載しないこととします。